

京都市告示第117号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成28年4月28日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

仁和寺門前まちづくり協議会

2 代表者

理事長 榊田 隆之

3 主たる事務所の所在地

京都市右京区宇多野柴橋町16-5

4 活動の対象区域

京都市右京区宇多野柴橋町・御室芝橋町・御室小松野町の3町の内、御室山門前町内会に属する区域

5 活動の目的

世界文化遺産仁和寺門前の、地域に固有の景観・静かな環境・古都の風情を保全・継承していく。

(都市計画局都市景観部景観政策課)